農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想



未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市

令和7年3月

伊 那 市

目 次

第1	農業経宮基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	今後の農業の基本的な方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保 ・・・・・・・・	1
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	部門別誘導方向及び地域農業のあり方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の累計	ځ
0	の効率的かつ安定的な農業経営の指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第20	の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の駅	計
	ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	8
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	農業経営の指標(新規就農)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3		1 0
1		1 0
2		1 0
3	関係機関との連携及び情報共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・	l 1
 -		.i eth
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その(
	177112 Mee 3/11-12/7 0 7-2	1 1
1		l 1
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・	12
<i>h</i> h =	ᄪᄴᄱᆇᆉᅃᇌᄱᄱᅔᆇᅩᇊᇛᅩᅩᅩᆂᆓ	
第5		1 3
1	第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の	
		13
2		13
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業は	
		16
4		l 7
5		2 2
第6	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

伊那市は、長野県南部を南下する天竜川を挟む伊那谷の中央部に位置し、天竜川と三峰川沿いを中心に広がる平坦な沖積盆地等の立地条件を生かして稲作を主体とする農業生産を展開してきました。米の生産調整対策事業を契機として天竜川を境とする東部地区においては花卉を中心に施設園芸が、中央アルプス山麓に広がる畑作地帯が中心の西部地区においては、酪農や野菜、果樹が普及しています。また、高遠町・長谷地区においても、水稲を主とし、花きやソバ等の栽培が盛んに行われています。

しかしながら、高度経済成長期から昭和57年の中央自動車道西宮線の全線開通を更なる契機として、第二次・第三次産業の企業進出が相次ぎ、農村部から労働人口が流出したことにより農業の兼業化が進み、本市における農業就業人口は、令和2年(2020年)までの直近5年間で22.3%減少、農業就業人口に占める65歳以上の割合が令和2年(2020年)現在46.9%で、直近5年間に2ポイント上昇するなど、引き続き高齢化や離農が深刻化しており、さらに農家の階層分化と多様化が一層進行することが見込まれます。

また、農用地については、転用や遊休荒廃地化の進行により減少傾向であり、農用地の利用集積の一層の推進や農作業受委託の更なる促進、農業技術については、新品種・新作物等の育成、省力・低コスト化、生産性向上・安定化、品質・付加価値向上、環境にやさしい農業を促進する技術等の開発・実用化、また、機械・施設等の効率的利用による経営の合理化と経営基盤の強化、安全・安心な農産物を供給できる米、野菜、果樹、花き、畜産等の農産物総合供給産地化、ブランドの確立や6次産業化を目指す必要があります。

このような中、本市農業の持続的な発展に向け、伊那市農業振興センター(以下「農業振興センター」という。)の組織体制を主体とし、集落段階等における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進します。併せて「地域計画」の取組を進めることにより、認定農業者等戦略を持って経営を展開する経営体を育成・確保するとともに、農地中間管理事業の活用等により「地域計画」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約や労働力需給における役割分担等を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。

一方で、不利な立地条件のもと厳しい農業経営を迫られている中山間地域においても、 農業・農村の持つ多面的な機能を重視し、中山間地域等直接支払交付金などを活用し地域 の活性化を図ります。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

主たる従事者一人あたり

年間所得目標:530万円

年間労働時間:2,000 時間

個人経営体では、経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者(補助的従事者)1~2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたり概ね800万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体当たりおおむね460万円(主たる農業従事者一人当たり330万円)程度とし、関連事業部門と組み合せて、年間総所得の確保を目指すものとします。(対象地区は、別紙1のとおり。)

組織経営体では、主たる従事者1人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を 目指すものとします。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

① 地域の農業を主導する効率的経営体の育成

本市の自然環境や地域の資源を活用し、戦略を持って経営の拡大・多角化に取組み、 地域の農業を主導する効率的経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。

そのため、農業振興センターの調整・支援活動や「地域計画」に基づく取組み等を 通じ、地域の農業を主導する効率的経営体や、今後リタイヤ又は経営規模を縮小する 農家、維持していく必要がある農地などを明確化し、地域の営農実態と意向を踏まえ ながら、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、農 業振興センター構成機関の連携による機械・施設の貸付、オペレーターの派遣、労働 力の調整、生産物の販売及び経営管理等を通じ、生産性の向上や経営基盤の強化等を 図ります。

② 雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、地域の農業を主導する効率的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るともに、雇用就業者を安定的に確保することが必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障害者、子育て世代など多様な人材の育成・確保 に向けた取組を地域と一体となって複層的に展開します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立 して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に 大きいと考えられます。 このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者一人あたり 年間所得目標:250万円 年間労働時間:2,000時間

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して本市の農業の将来を担う経営体を安定的に確保・育成するため、独立・ 自営する新規就農者を毎年 10 名程度確保することを目標とします。

そのため、市や農業改良普及センター、JA等が一緒に行っている就農相談やJAインターン制度など円滑な就農に向けた研修体制や支援施策の充実を図るとともに、農業振興センターを中心として関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組みを推進します。

4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等部門間の合理的な補完体制の構築による複合化を農業振興センターが中心となり促進することにより、力強い農業構造の構築を推進します。

① 普通作物

地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等により規模拡大を促進するとともに、農用地の利用集積と連担化を推進し、効率的な作業単位の形成と生産性の向上を図ります。また、米と麦・大豆・そばの複合経営や産地の形成を促進します。

② 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、条件整備と作付けの団地化、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応する生産方式や販路開拓を総合的に推進し、産地の体質強化を図ります。

③ 施設園芸作物

高収益作物の導入、効率的管理システムの導入、合理的集出荷流通体系の確立、資金と経営管理の合理化等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図ります。

4) 畜産

先進技術と高能力家畜の導入、畜産物の高付加価値化や経営管理の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜排せつ物の適切な管理と利用促進等による経営基盤の強化と経営の安定化及び酪農ヘルパー制度の充実等によるゆとりある経営の確立を図ります。

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、農家の階層分化と多様化が一層進行し、高齢農家や自給的農家の多くは作業委託等による経営の外部依存を進めながら生産規模を縮小する方向に向かい、土地持ち非農家等も相当数生まれると見込まれるなど、中山間地域を中心に担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、「地域計画」の取組を通じて、地域農業の担い手となる新規就農者の育成・確保を推進するとともに、農業振興センターが優良農用地の確保と有効利用、農地の流動化及び農作業受委託の推進などの機能を主体的に果たしていくことが必要です。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした 品目の導入、農産加工や直売など6次産業化による高付加価値化に向けた取組みも重要 となります。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、多様な農業者が参画して農作業等を補 完する体制を整備し、農業生産を維持しつつ、効率的な経営体の育成を推進するととも に、定年退職者や子育て中の主婦層、障害者、農ある暮らしを志向する者など多様な担 い手の農業への参画等も重要な要素となります。

こうした農業構造の再編と併せて、地場産業の振興、農村産業導入、都市農村交流等 関連産業と連携した農村全体の対策も推進します。

このような観点を踏まえ、以下の①~④を基本に、地域の実情に応じた方向性を定め、 農業振興センターを主体として関係機関が一体となり推進を図るものとします。

- ① 農業で自立する意欲をもって規模拡大・経営改善を目指す「個人経営体」を明確化して効率的な経営体への移行を進める方向
- ② 集落の多様な農業者が参画して地域の営農活動を行うことで農業生産を維持しつつ、「組織的な集落営農」を進める方向
- ③ 生産組織の法人化等により構成農家の営農を補完しつつ、個別経営体と連携した効率的な「組織経営」を進める方向
- ④ 農地中間管理機構等との連携・協力など「公的・準公的支援」体制を通じて農業生産 活動を維持する方向

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現在、伊那市で展開している優良事例を 踏まえ、主要な営農類型について示します。

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主

要技術の改善を進めます。

(2)経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳、青色申告の導入等による経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により経営の合理化を図るとともに、農業保険(収入保険、農業共済)や価格安定対策の活用等により経営の安定性の向上を図ります。

(3)農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により、他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の充実等就業条件の整備を図ります。

2 農業経営の指標

No.	営農類型	面積	品目構成	労働フ	カ(人)	年間所得	导(千円)	備考
INO.	百辰規至	規模	四日悟以	基幹	補助	1人	経営体	畑 5
1	水稲	16ha		1.0	1.5	5,300	8,120	
2	水稲+作業受託	10ha	水稲 10ha、作業受託 18ha	1.0	1.5	5,300	8,100	
3	水稲+小麦+大豆 (集落営農)	50ha	水稲 30ha、小麦 10ha、大豆 10ha	3.0	0.0	5,300	17,000	
4	水稲+白ネギ+トルコ ギキョウ(集落営農)	51ha 20a	水稲 50ha、白ネギ 1ha トルコギキョウ 20a	5.0	0.0	5,300	26,500	
5	果樹(りんご)	210a	ふじ 100a、つがる 50a、秋映 30a、シナノスイート 30a	1.0	1.5	5,300	8,110	
6	果樹複合(りんご+ なし)	200a	ふじ 60a、シナノゴールド 50a、シナノ スイート 20a、幸水 30a、南水 40a	1.0	1.5	5,300	10,200	
7	花き (アルストロメ リア)	50a		1.0	1.5	5,300	8,140	
8	花き(トルコギキョ ウ)	80a		1.0	1.5	5,300	8,090	
9	野菜(いちご)	40a	養液栽培	1.0	2.0	5,300	8,000	
10	野菜(夏秋いちご)	30a	高設	1.0	1.5	5,300	9,400	
11	野菜(トマト)	85a		1.0	1.5	5,300	8,070	
12								
13	酪農		経産牛 50 頭、育成牛 24 頭	1.0	2.0	5,300	12,000	
14	肉専用種肥育		黒毛和種常時 200 頭	1.0	1.0	5,300	9,000	
15	採卵鶏		32,000 羽	1.0	1.5	5,300	8,000	

No.	台 典新刑	営農類型 面積		労働力(人)		年間所得	导(千円)	備考
INO.	百辰規王	規模	四日件/久	基幹	補助	1人	経営体	
16	露地野菜	210a	スイートコーン 50a、ブロツコリー 50a、白ネギ 50a、アスパラガス 60a	1.0	1.5	5,300	8,100	
17	水稲+果樹 (りんご)	450a	水稲 300a、ふじ 100a、つがる 50a	1.0	1.5	5,300	8,000	
18	水稲+施設野菜	260a	水稲 200a、キュウリ 30a、トマト 30a	1.0	1.5	5,300	8,400	
19	水稲+露地野菜	350a	水稲 200a、アスパラガス 50a、 白ネギ 50a、ブロコッリー50a	1.0	1.5	5,300	8,000	
20	水稲+花き(トルコ ギキョウ)	250a	水稲 200a、トルコギキョウ 50a	1.0	1.5	5,300	8,470	
21	水稲+花き(アルス トロメリア)	355a	水稲 300a、アルストロメリア 55a	1.0	1.5	5,300	8,410	
22	水稲+作業受託	3ha	水稲 3ha、作業受託 7ha	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
23	水稲+そば	10ha	水稲 7ha、そば 3ha	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
24	水稲+そば+小麦	12ha	水稲 6ha、そば 3ha、小麦 3ha	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
25	水稲+花き(トルコ ギキョウ)	235a	水稲 200a、トルコギキョウ 35a	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
26	水稲+花き(アルス トロメリア)	240a	水稲 200a、アルストロメリア 40a	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
27	水稲+果樹 (りんご)	335a	水稲 250a、ふじ 55a、つがる 30a	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
28	水稲+施設野菜	225a	水稲 200a、キュウリ 15a、トマト 10a	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
29	果樹(りんご)	130a	ふじ 50a、つがる 30a、シナノスイー ト 30a、秋映 20a	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
30	野菜(夏秋いちご)	20a	高設	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
31	繁殖和牛		黒毛和種繁殖 12 頭	1.0	0.5	3,300	4,600	中山間
32	集落営農(250戸)	100ha	水稲 70ha、小麦 30ha、大豆 30ha	1戸(40a)当たり平均所得300千円10a当たり75千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				
33	集落営農(125 戸)	50ha	水稲 30ha、小麦 20ha、大豆 20ha	1戸(40a)当たり平均所得280千円(10a当たり70千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				
34	集落営農(50戸)	20ha	水稲 12ha、小麦 8ha、大豆 8ha	円(10 10 千F	Oa 当たり 円は費用 ・ ータ代学	り平均所行) 54 千円 計上済み、 等は費用に	(地代 労働・	

注1)長野県農業経営指標(令和4年版)を参考とした。

○生産方式及び経営改善のポイント

区分	方 針
*	・需給動向や消費者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を可拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICT の活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより徹底したコスト削減を推進
麦・大豆・そば	・機械化や加工適正等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・生産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を強化 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上

区分	方 針
区方	力
りんご	・省力で収益性の高い高密植栽培・新わい化栽培への加速的な転換 ・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 ・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制を構築
なし	・県オリジナル品種等への転換 ・液体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
アスパラガス	・夏季管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 ・JAの共同選別、調整、荷造り等体制の活用 ・新規栽培者の確保・育成
白ネギ	・作型及び品種の選定による収穫期間の延長 ・主要作業の機械化による労働力の省力化 ・新規栽培者の確保・育成
ブロッコリー	・作型及び品種の選定による収穫期間の平準化 ・高性能機械の導入による省力化と栽培技術の向上 ・新規栽培者の確保・育成
トムト	・養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・新規栽培者の確保・育成 ・土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマ トの契約取引を推進
キュウリ	・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保・育成
いちご	・養液栽培の導入による高単収、省力化、高品質栽培を推進 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等 IPM 技術の導入による減農薬、省力化の促進 ・無人防除機の導入による省力化の推進
トルコギキョウ	・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬~11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進
アルストロメリア	・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進 ・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立 ・夏季出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術
乳用牛	・搾乳ロボットや ICT 等の導入による経営規模の拡大と生産性の向上 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による 経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上
肉用牛	・ICT を活用した繁殖管理システム導入等飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA 情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大によるプレミアム牛肉の増産
鶏	・高病原性鳥インフルエンザの侵入防止の徹底 ・飼料用米の活用など低コスト化と付加価値化の推進

○農業関連事業部門の展開方向例

No.	区 分	内 容	年間所得	備考
1	観光農園経営	観光農園(いちご等) 直売施設 1 棟		
2	漬物共同加工経営	野菜、果樹、きのこ等加工 加工処理施設 1 棟		加工処理施設は共同
3	農産物直売所	果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設 1 棟	2,000 千円程度	施設直売と産地直送
4	観光牧場経営	肉等の販売		
5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 地域の優良事例を踏まえつつ、青年等が就農する時点で見込まれる技術水準と現行価 格水準に基づいて、主要な営農類型別の営農指標を示します。

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの青年等就農計画の認定実績等を 勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術に基づいて進めます。

(2)経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳、青色申告の導入等による経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間 年間総労働時間(2,000時間)の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、就業時の農業従事日数は年間 150 日以上とし、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定の役割を担うことを目指します。

2 農業経営の指標(新規就農)

No.	営農類型	面積	口口推出	労働ス	力(人)	年間所得(千円)		備考
100.	呂辰翔空	規模	品目構成	基幹	補助	1 人	経営体	
1	水稲+野菜(ミニトマ ト+ズッキーニ)	360a	水稲 320a、ミニトマト 30a、ズッ キーニ 10a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基 幹作業の 外部委託
2	水稲+野菜(アスパラ ガス+ジュース用ト マト)	380a	水稲 300a、アスパラガス(販促・長期)40a、ジュース用トマト 40a	1.0	1.0	2,500	3,400	を過過である。
3	水稲+果樹 (りんご+ なし)	150a	水稲 70a、シナノスイート 20a、ふ じ 20a、豊水 20a、南水 20a	1.0	1.0	2,500	3,000	·
4	果樹(りんご)	100a	シナノリップ 30a、シナノスイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,500	2,900	新わい化
5	果樹(ぶどう)	60a	無核巨峰 20a、ナガノパープル 10a、 シャインマスカット 30a	1.0	1.0	2,500	3,000	
6	果樹(なし)	100a	幸水 25a、豊水 25a、南水 50a	1.0	1.0	2,500	3,100	
7	果樹複合 (りんご+ぶ どう)	60a	シナノスイート 10a、ふじ 30a、無 核巨峰 10a、ナガノパープル 5a、シ ャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは 新わい化
8	果樹複合 (りんご+な し)	90a	シナノスイート 20a、ふじ 40a、豊 水 10a、南水 20a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは 新わい化
9	果樹・野菜複合(ぶど う+アスパラガス)	75a	無核巨峰 30a、ナガノパープル 15a、 シャインマスカット 10a、アスパラ ガス(半促成)20a	1.0	1.0	2,500	3,200	アスパラは 5 月 中旬 で 収 穫 が り上げる
10	果樹・野菜複合(りん ご+ミニトマト)	95a	つがる 20a、シナノスイート 30a、 ふじ 40a、ミニトマト 5a	1.0	1.0	2,500	3,200	りんごは 新わい化
11	野菜(夏秋いちご)	20a	夏秋いちご(高設)20a	1.0	1.0	2,500	3,300	
12	野菜複合 (トマト+きゅうり)	55a	トマト(雨よけ)15a、キュウリ(半促成 20a→抑制 20a)	1.0	1.0	2,500	3,500	
13	野菜複合 (ブロッコリ ー+アスパラガス+ 白ネギ)	90a	ブロッコリー(初夏まき)20a、アス パラガス 20a、白ネギ 50a	1.0	1.0	2,500	3,500	
14	野菜複合 (ブロッコリ ー+リーフレタス+ ほうれんそう)	190a	ブロッコリー(初夏まき)50a、リーフレタス 70a、ホウレンソウ(雨よけ)70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ホウレンソウは 20a ハウスを 3.5 回転
15	花き(施設+露地)	55a	施設(7·8 月出荷 15a 9·10 月出荷 15a)、露地(9月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	
16	花き(トルコギキョウ +アルストロメリア)	40a	トルコギキョウ(普通 5a、抑制 20a)、アルストロメリア 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
17	繁殖和牛		繁殖和牛 15 頭 ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	

[※]中山間地域等では、主たる農業従事者一人当たり 200 万円程度とし、関連事業部門と組み合せて年間総所得の確保を目指すものとします。(対象地区は、別紙1のとおり。)

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向

下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。

1 施設・機械投資の低減

- ・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。
- ・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を 低減します。
- ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減 を図ります。
- ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。
- ・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者から施設・機械・家畜を譲り受けられるよう努めます。
- ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。
- ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう指導します。

2 生産方式及び経営管理

就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営をする者を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けたものに対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これら青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受け入れ態勢の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への意向に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、 家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働 力の活用システムを整備します。

加えて、伊那市の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに、地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2 本市が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関

と連携して、就農希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一貫して行います。

これらサポートを一元的に実施できるよう、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して設立した農業振興センター等を中心に、農業を担う者の受 入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう、協議の場や地域計画の修正等を 通じて、地域農業を担うものとして当該者を育成する体制を強化します。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導します。

3 関係機関との連携及び情報共有

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については、県農業経営・就農支援センター、 技術や経営ノウハウの習得については県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては、県農業農村支援センター、農業協同組合、長野県農業公社等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。

本市は、振興センターや農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び県農業経営・就農支援センターに情報提供します。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その 他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、 次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和 15 年度とし、集積面積には基幹的農作業 (水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については、耕起、播種、収 穫及びこれらに準ずる作業) を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

農業地帯区分	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に 対する農用地の利用集積に関する目標
水田地帯	7 0 %
畑作園芸地帯	6 0 %
中山間地帯	3 5 %

市	全	体		6 0 %
---	---	---	--	-------

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、担い手等への農地の利用集積が進んできています。区画整理された農地は比較的集約されており、農作業の効率化等を図るため、担い手の規模拡大が進められています。

しかしながら、中山間部においては、担い手の高齢化や後継者不足により農地の遊休荒 廃化が進行しており、不整形区画の農地が多く、農地の集積が容易に進まない状況です。

今後は、更なる農業従事者の高齢化の進行等により、担い手が受けきれない農地が出て くることが予想されます。

農用地の集積・集約化にあたっては、本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、「地域計画」の取組を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加と担い手への農用地の集積の加速化を図ります。その際には、農業振興センターの機能を活用し、関係機関等が有する情報の共有化に努めるとともに、農地を利用集積・集約化する対象者を明確化し、地理的条件、営農類型の特性や農業経営の意向等を踏まえつつ、必要に応じて農用地の大区画化等の基盤整備を行いながら、効率的かつ安定的な農業経営へ農地の利用集積・集約化を図ります。

(1) 水田地帯

天竜川と三峰川の川沿いを中心に広大な水田地帯が広がる地域では、水田を中心とした 野菜・花き等の複合的な農業経営が行われています。この地域は、兼業化が進んでいるも のの、経営規模が比較的大きく、農地の流動化や農作業受委託もある程度進んでいます。

今後は、個人経営体・団体経営体による土地利用型の大規模複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて飼料作物や園芸作物等の作付けを促進するとともに、農地の流動化や農作業受委託を一層推進し、農地の有効利用と経営の合理化を図ります。

また、集落を基礎とした営農組織等の省力・コスト低減化の促進を支援します。

(2) 畑作園芸地帯

伊那西部開発事業による畑地かんがいが整備された伊那西部地帯では、野菜、果樹の栽培が盛んであり、また、畜産飼料の供給地ともなっています。経営規模は大きいものの、近年は離農や経営規模縮小などによって農地の遊休化も見られる状況にあります。

今後は、担い手農業者の規模拡大による農地の利用集積を進め、これら遊休農地の解消 に努めるとともに園芸作物、畜産を主体とした複合経営の確立を図ります。

(3) 中山間地帯

高遠町・長谷地域においては、稲作を中心とした農業を営んでいますが、経営規模は零細であり、農業従事者の高齢化等が進み遊休農地が増加していることに加え、有害鳥獣に

よる農作物被害などにより農地の集積は思うように進まない状況です。

今後は、地域の特色を生かした担い手確保対策を総合的に推進しながら、標高差等地域の立地条件を生かした特徴のある農業の振興、地域特産物、観光資源等を活用した農産物加工・観光農園等付加価値の高い農業の展開を図ります。

また、中山間地域等直接支払制度等の活用により耕作放棄の発生防止など、農用地及び 生産基盤を維持するとともに、個別経営体・組織経営体への農地の集積に努めます。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、本市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。

参加者は、農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者等とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を図ります。

協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せ窓口は農政課に設置します。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で様々な努力を図ってもなお農業上の利用が見込まれない農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、 土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、 及び地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているかについて、適切な進捗管理を行い ます。

2 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1)農用地利用改善事業の実施の促進

伊那市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(原則として集落、1~数集落、大字、旧町村)とするものとします。ただし、集落を単位とした区域で農用地改善事業を行うことが困難である場合に、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障

をきたさない範囲において、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかに するものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を伊那市に提出して、農用地利用規程について伊那市の認定を受けることができます。
- ② 伊那市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なも のであること。
 - ウ(4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で 定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 伊那市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告します。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から みて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の

農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、 次の事項を定めるものとします。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委 託に関する事項
- ③ 伊那市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認 定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件の ほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用 の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなします。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
 - ① (5) の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に 必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内に おける農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、 当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合に は、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で 定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用 地利用規定で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を 行うよう勧奨することができるものとします。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 伊那市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。
- ② 伊那市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構((公財)長野県農業開発公社)等の指導、助言を求めてきたときは、伊那市農業振興センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項

「地域計画」の実現に当たって、担い手が受けされない農用地について、適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、「地域計画」の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

伊那市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農業振興センターに結集する諸機関・団体とともに農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織 的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには 利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
 - (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、今後も農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設

等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

4 利用権設定等促進に関する事項

利用権設定等促進事業については、法改正により、中間管理事業との統合が進められることになりました。当市及び農地中間管理機構は円滑な統合に向けた調整を進めるとともに、当市は統合までの間、適切な運用を図るものとします。

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。
 - ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための 利用権の設定等を受ける場合、次の (ア) から (オ) までに掲げる要件のすべて (農 業生産法人にあっては、(ア)、(エ) 及び (オ) に掲げる要件のすべて) を備えるこ と。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
 - ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施に より利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げ る要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、 前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の 合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。
 - ③ 農業協同組合法に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業

協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合若しくは農業者年金 基金法に掲げる業務を実施する農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中 間管理機構若しくは農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が 当該事業又は業務の実施に関し定めるところによります。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとします。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地 を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して 耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 伊那市長への確約書の提出や伊那市長との協定の締結を行う等により、その者が 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業 経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人 以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を 行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行わ れる場合に限るものとします。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた 後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は 残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、 農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転 される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基 準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙3のとおりとします。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 伊那市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」に定める様式による開発事業計画の提出を求めます。
- ② 伊那市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合する と認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めます。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。

- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為 の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4)農用地利用集積計画の策定時期

- ① 伊那市は、(5) の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。
- ② 伊那市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定めます。

(5) 要請及び申出

- ① 伊那市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、伊那市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。
- ② 伊那市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときには、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 伊那市は、(5) の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。
- ② 伊那市は、(5) の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を

受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、伊那市は、農用地利用集積計画を定めることができます。

④ 伊那市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにします。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらの実行する能力が あるかについて確認して定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名 称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用 地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする 旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について伊那市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次 に掲げる事項
 - (ア)農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者

- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

伊那市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに (7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべて の同意を得ます。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとします。

(9) 公告

伊那市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の 規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その 旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を公告し ます。

(10) 公告の効果

伊那市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の 定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものと します。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければなりません。

(12) 紛争の処理

伊那市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めます。

(13) 農業委員会への報告

伊那市は、解除条件付きの賃借権による使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを伊那市農業委員会に提出するものとします。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 伊那市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9) の規定による公告 のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権 利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を 講ずべきことを勧告することができるものとします。

- ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ 安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれも がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 伊那市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとします。
 - ア (9) の規定による公告があった農用地利用集積の定めるところによりこれらの 権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していない と認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の 解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けたものがその勧告に従わなかったとき。
- ③ 伊那市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を伊那市の公報に記載することその他所定の手段により公告します。
- ④ 伊那市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなします。
- ⑤ 伊那市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られない恐れがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地について利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとします。伊那市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとします。

5 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図ります。

円滑な農地の利用調整を行うためには、「地域計画」の策定とその実行が重要であり、「地域計画」の策定・見直しの話し合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農業振興センターの機能を活用した農地情報の共有化に努め、関係機関と連携・協力して推進するものとします。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

別紙1 (第1の2の(1) 関係)

不利な立地条件のもとで農業経営を展開している中山間地域

地区	地域
伊那	荒井区内ノ萱、西町区大坊、平沢区、横山区
富県	上新山区、北新区
美篶	
手良	全地域
東春近	
西箕輪	吹上区、羽広区、上戸区、中条区、与地区
西春近	小出二区、小出三区、沢渡区柳沢
高遠町	全地区
長谷	全地区

別紙2 (第4の1の(1)の6関係)

利用権の設定を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件

次に掲げる者が利用権の設定等受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合には、利用権の設定を行うものとする。

- (1)地方自治法(昭和22年法律第67号)第298号第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は追う教養に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第455号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は、畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における その開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等受ける場合・・・・・・法第 18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を 開発 した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため、 利用権の設定等を受ける場合・・・・・・その土地を効率的に利用することができると認めら れること。
- (2)農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・・・その土地 を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- (3)土地改良法(昭和24年法律195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号もしくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ···・・そ の土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙3 (第4の1の(2)関係)

1 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 原則として利用権が設定される日からその日の属する年後、12年後、12年後、15年後、15年後の12月31日までのいずれかとする。 2 残存期間は、移転される。 3 農用性利用集積計算により用権で変に(又は事者が当までのの利用権を設定にの当事でである。 4 は残存するものとする。 5 がより、のでは、おいい音を定めるものとする。	1 第52条件を生す 、条。き傍る該定算 この分発合 で、にら定に のれて正」経験である。 はまずにの提えを書き出来 にの提えを変す といのでないでは、り域情農でいの定な地でした。 は産ると近れ当固て この後発通でしては、り域情農でいいの定な地では、 し は 一	1 借賃は、毎年農田地利でを 毎年農田地利でを 毎年農田 日のとする。 2 1 では 1 ののとする。 2 1 では 1 のののとり 1 ののののののののののののののののののののののののののののの	1 い事設は変にたの求る除にずはと 農て業定がを該やにに利調双市し旨用はの(又該換よめ有す権き対、なす 用はの(又該換よめ有す権き対、なす 用はの(又該換よめ有す権き対、なす 用はの(又該換よめ有す権き対、なす 用はの(又該換よめ有す権き対、なす 用はの(又該選用たける権なの認動を定の他請よを者わての 用解作、要は、と と と と と と と と と と と と と と と と と と と

2 混牧林地又は農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は飼養貸借による権利に 限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地 の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利 用の形態、当事者双方の受益又は負担 の程度等を総合的に勘案して算定す る。 2 農業用施設用地については、その農 業用施設用地の近傍の農業用施設用地 の借賃の額に批准して算定し、近傍の 借賃がないときは、その農業用施設用 地の近傍の用途が類似する土地の借賃 の額、固定資産評価額等を勘案して算 定する。	1の③に同じ。	1の④に同じ。
	3 開発して農業用施設用地とすること が適当な土地については、Iの②の3 と同じ		

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等の他、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。 この場合においてIの ③中「借賃」とあるのは 「損益」と、「賃貸人」 とあるのは「委託者(損失 がある場合には、受託者 という。)」と読み替える ものとする。	Ⅰの④に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対	農用地利用集積計画に定める所
的毎にそれぞれ近傍類似の土地の	価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、	有権の移転の対価の支払期限まで
通常の取引(農地転用のために農地	所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等	に対価の全部の支払いが行われた
を売却した者が、その農地に代わる	の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所	時は、当該農用地利用集積計画に
べき農地の所有権を取得するため	有権の移転を行う者の住所に持参して支払うもの	定める所有権の移転の時期に所有
高額の対価により行う取引その他	とする。	権は移転し、対価の支払期限まで
特殊な事情の下で行われる取引を	出資を目的とする所有権移転の場合は、所有	に対価の全部の支払が行われない
除く。)の価額に批准して算定され	権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理	ときは、当該所有権の移転に係る
る額を基準とし、その土地の生産力	事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を	農用地利用集積計画に基づく、法
等を勘案して算定する。	行うものとする。	律関係は失効するものとする。